

防災行政無線 戸別受信機を無償貸与します

長瀬町では、防災行政無線が聞き取りづらい地域の高齢者世帯などへ放送を室内で受信することができる戸別受信機を無償貸与いたします。

希望する方は下記の方法により申請してください。

イメージ



(幅) 220mm × (高) 112mm × (奥) 60mm
(重さ) 約550g

◆無償貸与対象者は町内に在住する下記の世帯の世帯主です。

- (1) 65歳以上のみの世帯
- (2) 要介護3以上の認定を受けている方の属する世帯
- (3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方の属する世帯
- (4) その他特別の理由がある方（要相談）

◆申請方法

- (1) の要件（65歳以上のみの世帯）で申請する方は、11月18日（木）までに地元の班長さんへ別添の申請書を提出してください。（19日以降は役場総務課への提出となります。）
- (2) ～ (4) の要件で申請する方は、直接役場総務課へお問い合わせください。

◆受取方法（①又は②のいずれか希望する方法）

- ①説明会で受取（説明は随時。下記の時間内にお越しください。）
 - (1) 役場3階大会議室（3月24日10時～正午、14時～16時）
 - (2) 長瀬地区コミュニティ消防センター（3月23日10時～正午）
 - (3) 樋口地区コミュニティ集会所（3月23日14時～16時）
- ②ご自宅へ郵送

★注意事項

- ・戸別受信機は無償での貸与となりますが、維持管理する上での費用（電気料や電池代）は使用者の負担となります。
- ・戸別受信機は高価な機械ですので大切に使用してください。故意での破損や紛失した場合は機械の費用を負担してください。
- ・転出した場合は必ず役場総務課へ返却してください。
- ・譲渡・転貸はしないでください。

○問合せ：長瀬町総務課自治振興担当
電 話：66-3111（内線212）

戸別受信機貸与申請書

令和 3 年 月 日

長瀬町長 大 澤 タキ江 様

(世帯主又は代表者)

住 所 長瀬町大字
申請者 氏 名
電話番号
行 政 区

長瀬町デジタル簡易無線用戸別受信機の貸与に関する要綱第 3 条の規定により、戸別受信機の貸与を申請します。

また、記載した申請内容は、受信機の運搬及び管理に当たり、町が指定した者に提供すること、並びに「住民登録等の閲覧」について、職員が調査・閲覧することに同意します。

申請の要件	(1) 65歳以上の者のみで居住する世帯の世帯主 【世帯人数(申請人含む) 名】 (2) 要介護3以上の認定を受けている者のいる世帯の世帯主 (3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者のいる世帯の世帯主 (4) その他()
申請者以外の 連絡先 (法人は不要)	住所： 氏名： 申請者との関係： 電話番号： ※申請者と連絡が取れないとき等に連絡させていただく場合があります。
備 考	◆受取方法(希望する方法と会場に○をつけてください。) ①説明会で受取(説明は随時。下記の時間内にお越しください。) (1) 役場3階大会議室(3月24日10時～正午、14時～16時) (2) 長瀬地区コミュニティ消防センター(3月23日10時～正午) (3) 樋口地区コミュニティ集会所(3月23日14時～16時) ②ご自宅へ郵送

【町使用欄】

貸 与 日	
受信機管理番号	
備 考	